

一月以上は二月を増す毎に一日分を加付臨時職工は之に準ず

七、八

一、(イ) 是れ日蓮社に於て従業者労働者ノミヲ以テ組織スル組合ヲ交渉
団体トシテ認メ可シ

(ロ) 其団体ノ内容但職方針又ハ交渉ノ設備方格ニ関シテハ工場
主側トシテ全労働者ト隔離ナキ方格ニヨリ選出スル相対人数
ノ委員ヲ以テ調査會ヲ組織シ之ヲ決定スルモノトス

二、該員初年度改善ノ件ハ調査ノ上直ニ之ヲ実行ス

三、工場内衛生設備改善ノ件ハ直ニ之ヲ実行ス着キス

四、毎届缺勤解雇猶豫日数ノ件ハ五日分トス

五、工場ノ都合ニ於テ解雇スル場合ニ於ケル年未満(豫定年未満
ヲ含ム)ハ在ノ通り定ム

三ヶ月未満(日給三十日分)